

大洲市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する大洲市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(招集)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集するときは、あらかじめ会議の日時及び場所並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、当該通知に係る事項を大洲市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載して公表するものとする。

(議事進行)

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

(会議の非公開)

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨をホームページに掲載して公表することとする。ただし、会議開会后に公開しないことを決定した場合は、この限りでない。

(議事録)

第5条 市長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会の日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、これをホームページに掲載して公表するものとする。ただし、会議を非公開とした部分について議事録を非公開とする場合は、その理由を明示し、議事要旨を公表するものとする。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、総合政策部企画情報課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。

附 則（平成31年3月26日大洲市要綱第32号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日大洲市要綱第46号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。